

金融機関の 有価証券関連業

制度調査部
金本 悠希

「銀証分離」規制を維持

【要約】

- 金商法において、銀行などの金融機関は、有価証券関連業などを行うことが原則として禁止されている。これは、証取法の「銀証分離」規制を引き継ぐものである。
- ただし、様々な例外があり、登録を受けて登録金融機関となることで、様々な有価証券関連業を行うことができる。
- また、銀行等本体による投資活動や信託の委託者の計算による有価証券売買等の場合には、登録金融機関としての登録は必要ない。

1. はじめに

○金融商品取引法（以下、金商法）において、銀行などの金融機関は、有価証券関連業などを行うことが原則として禁止されている。証取法においても、65条で銀行などの金融機関が証券業を行うことが原則として禁止されており、金商法においても、この「銀証分離」が受継がれているわけである。

○しかし、原則として禁止されているといっても、様々な例外があり、実際上多くの有価証券関連業を行うことができる。

（注）本稿の内容は一部政省令に委ねられている規定があるが、7月31日段階で政省令が公表されていないので、その内容については別稿で扱う。

2. 登録金融機関の業務範囲

（1）銀行などによる有価証券関連業などの原則的禁止

○金商法において、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、原則として次の業務を行うことが禁止される（金商法33条1項）。

①有価証券関連業

②投資運用業¹

¹ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務の認可を受けた者を除く（金商法33条の8）。

(2) 登録金融機関の業務範囲

○(1)の原則に対する例外として、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関であっても、次の場合には有価証券関連業務を行うことができる（金商法 33 条 1 項）。

- ①他の法律の定めるところにより投資の目的をもって行う場合（銀行等本体による投資活動）
- ②信託契約に基づいて信託をする者の計算において以下の行為を行う場合（信託の委託者の計算による有価証券売買等）
 - a. 有価証券の売買
 - b. 有価証券関連デリバティブ取引

○また、これ以外に関しても、登録金融機関としての登録を受けることで、以下の有価証券関連業務等を営むことができる（金商法 33 条の 2）。

- ①業として行う以下の行為
 - a. 書面取次ぎ行為²
 - b. 一定の有価証券・取引についての一定の行為³
 - c. デリバティブ取引等のうち有価証券関連デリバティブ取引等以外のもの⁴
 - d. 一定の有価証券の募集・私募
- ②投資助言・代理業⁵
- ③有価証券等管理業務

○このうち①d の、登録金融機関に募集・私募が認められる有価証券は以下のものである（いわゆる自己募集）。

- ①委託者指図型投資信託の受益証券
- ②外国投資信託の受益証券
- ③抵当証券
- ④外国又は外国の者が発行する証券・証書で抵当証券の性質を有するもの
- ⑤次の権利のうち、その権利を表示する証券が発行されていないもの
 - a. ①・②の権利
 - b. ③・④の権利のうち内閣府令で定めるもの
- ⑥集団投資スキーム持分、外国法令に基づく権利で集団投資スキーム持分に類するもの
- ⑦①～⑥のほか政令で定める有価証券

² 顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買・有価証券関連デリバティブ取引を行うことで、顧客に対する勧誘に基づき行われるもの、その金融機関が行う投資助言業務に関しその顧客から注文を受けて行われるものを除く。

³ 銀行等本体による投資活動、信託の委託者の計算による有価証券売買等を除く。

⁴ 銀行等本体による投資活動、信託の委託者の計算による有価証券売買等を除く。

⁵ 信託業務の認可を受けた金融機関の場合は、一定の投資運用業も含む（金商法 33 条の 8）。

○つぎに①bは、具体的には、有価証券の種類に応じて次のように定められている。

登録金融機関の業務範囲

有価証券	業務	売買等、その媒介・取次ぎ・代理等(※1)	店頭デリバティブ(※2)	引受け	売出し	募集の取扱い	売出しの取扱い	私募の取扱い	仲介業
国債証券		○	○	○	○	○	○	○	×
地方債証券		○	○	○	○	○	○	○	×
特別の法律により法人の発行する債券	政府保証債	○	○	○	○	○	○	○	×
	短期商工債	○	○	○	○	○	○	○	×
	短期債(信用金庫法)	○	○	○	○	○	○	○	×
	短期農林債	○	○	○	○	○	○	○	×
	その他	×	○	×	×	×	×	×	○
特定社債(資産流動化法)		○	○	○	○	○	○	○	×
社債券	政府保証債	○	○	○	○	○	○	○	×
	短期社債等	○	○	○	○	○	○	○	×
	その他	×	○	×	×	×	×	○	○
出資証券		×	○	×	×	×	○	○	
優先出資証券(優先出資法)		×	○	×	×	×	○	○	
優先出資証券等(資産流動化法)		○	○	○	○	○	○	×	
株券等		×	○	×	×	×	○	○	
受益証券(投資信託)		○	○	×	×	○	×	○	×
投資証券(投資法人)	短期投資法人債等	○	○	○	○	○	○	○	×
	その他	○	○	×	×	○	×	○	×
受益証券(貸付信託)		○	○	○	○	○	○	×	
受益証券(特定目的信託)		○	○	○	○	○	○	×	
受益証券(受益証券発行信託)		○	○	○	○	○	○	×	
CP(約束手形型)	期間1年未満	○	○	○	○	○	○	○	×
	期間1年以上	×	○	×	×	×	×	○	○
抵当証券		○	○	○	○	○	○	○	×
外国証券	政令指定分	○	○	○	○	○	○	○	×
	外国国債等	○(市場デリバティブ等のみ)	○	×	×	×	×	○	○
	その他	×	○	×	×	×	×	○	○
外国貸付債権信託受益権証券		○	○	○	○	○	○	×	
オプション証券・証書		×	○	×	×	×	○	×	
預託証券・証書		×	○	×	×	×	×	○	
その他政令の定める有価証券	政令指定分	○	○	○	○	○	○	○	×
	その他	×	○	×	×	×	×	○	○
信託の受益権		○	○	○	○	○	○	×	
外国信託の受益権		○	○	○	○	○	○	×	
合名会社等の社員権	政令指定分	×	○	×	×	×	×	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	×
外国法人(持分会社等類似)の社員権	政令指定	×	○	×	×	×	×	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	×
集団投資スキーム持分		○	○	○	○	○	○	×	
外国集団投資スキーム持分		○	○	○	○	○	○	×	
その他政令の定めるみなし有価証券		○	○	○	○	○	○	○	×

(出所)大和総研制度調査部作成

※1 有価証券の売買や市場デリバティブ取引、及びその媒介・取次ぎ・代理や、取引所における有価証券の売買や市場デリバティブ取引などの委託の媒介・取次ぎ・代理を含む。

※2 この表に記載されているすべての有価証券について店頭デリバティブ取引は認められるが、国債証券以外については差金決済に限られ、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。

注 私募の取扱いについては、政令で定めるものを除く。
有価証券等清算取次ぎについては、政令で定める取引についてのみ認められる。

(3) 登録金融機関としての登録

○登録金融機関としての登録を受けるためには、以下の事項を記載した登録申請書及び添付書類を提出しなければならない(金商法33条の3)。

登録申請書記載事項

- | |
|--------------------|
| ①商号又は名称 |
| ②資本金の額、基金の総額、出資の総額 |

- ③ 役員の氏名・名称
- ④ 会計参与設置会社の場合は、会計参与の氏名・名称
- ⑤ 本店その他の営業所・事務所の名称・所在地
- ⑥ 他に事業を行っている場合は、その事業の種類
- ⑦ その他内閣府令で定める事項

添付書類

- ① 「登録」の拒否理由に該当しないことを誓約する書面
- ② 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
- ③ 親法人等、子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類
- ④ ①～③のほか、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類⁶

○登録申請があった場合、内閣総理大臣は、拒否理由に該当する事実がない限り、原則として、申請者の「登録」を認めなければならない（金商法 33 条の 4）。登録金融機関に関する「登録」の拒否理由としては、具体的に、次のものがあげられる（金商法 33 条の 5）。

登録金融機関の登録拒否理由

- ① 登録取消処分⁷から 5 年を経過しない者
- ② 一定の法律⁸により、罰金刑に処せられ、刑の執行終了又は時効から 5 年を経過しない者⁹
- ③ 登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

○なお、証取法の下で登録金融機関としての登録を受けている銀行等は、金商法の下でも、「登録金融機関」としての登録を受けたものとみなされる（証券取引法等の一部を改正する法律附則 54 条）。そのため、所要の書類等を内閣総理大臣に提出すればよく、重ねて登録手続を行う必要はない。

⁶ 一定の書類については電磁的記録を添付することが認められる（金商法 33 条の 3 第 3 項）。

⁷ 金商法に相当する外国法令の規定により外国において受けている同種類の登録・認可の取消処分を含む。

⁸ 金商法や、投資信託及び投資法人に関する法律、資産流動化法、信託業法など多数の法律が含まれる。また、これらに相当する外国法令を含む。

⁹ 執行猶予中の者も欠格事由に該当する。